

少年院出院後の社会復帰支援について

地域社会が果たせる役割

良井 颯斗

1. はじめに
2. 社会復帰支援をめぐる経緯
3. 地域社会による支援の内容
4. 社会復帰支援の理想
5. 終わりに

1. はじめに

近年、少子化の影響もあり少年による刑法犯検挙人員そのものは減少傾向にある。しかし、その一方で再犯者率の高止まりは深刻な課題として残されている。法務省の『犯罪白書』¹によると、少年院を出院した少年が、社会内での居場所や就労先を確保できずに孤立し、再び非行に走るという負の連鎖は依然として断ち切れていない。2021年（令和3年）の少年法改正では、18歳・19歳の者を「特定少年」と位置づけ、責任主義の徹底が図られた。この改正は、少年に成人同様の責任を求めるものであるが、裏を返せば、彼らが責任を果たしうる社会的な基盤が整っていなければ、単なる厳罰化に終わりかねないことを示唆している。本稿では、少年院出院後の社会復帰支援について、従来の公的機関中心の

¹ 法務省『令和7年版 犯罪白書』

アプローチから、地域社会が主体となる支援への転換に焦点を当てる。具体的には、改正少年法の経緯や思想を参照しつつ、地域社会による支援がいかなる理念に基づいて行われるべきか、またその際の「排除」と「包摂」の力学について検討することを目的とする。

2, 社会復帰支援をめぐる経緯

かつて、日本の刑事政策において、犯罪をした者の処遇は施設内処遇に重きが置かれ、社会復帰後の生活については、本人の自助努力や家族の責任に委ねられる傾向が強かった。しかし、家族機能の脆弱化や地域コミュニティの希薄化が進む現代において、家族のみに更生の受け皿を求める場合には限界がある。こうした状況を背景に、2016年（平成28年）、「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立した。同法は、再犯防止を国や地方公共団体の責務と明記し、犯罪をした者が社会の一員として円滑に社会復帰できるよう支援することを定めている。これは、更生支援のパラダイムが、個人の責任領域から社会全体の課題へとシフトしたことを意味する。また、2021年改正少年法の議論においても、適用年齢の引き下げや厳罰化の議論と並行して、若年犯罪者に対する処遇の充実が叫ばれた。特定少年に対しては、保護処分の対象から除外する方向性が一部で見られるものの、彼らが社会に戻った際の実質的な支援体制がなければ、再犯リスクは低減しない。すなわち、法制度上の厳格化が進むからこそ、その対概念としての社会内支援の充実が、歴史的必然として要請されているのである。

3, 地域社会による支援の内容

では、実際に地域社会はどのような役割を果たしているのか。少年院出院者に対する支援は、保護観察所などの公的機関だけでは完結しない。現在は、以下のような民間協力者や

地域資源が重層的に関与している。

第一に、保護司の存在である。彼らは地域社会のボランティアとして、保護観察中の少年の生活相談や指導を行う。しかし、保護司の高齢化やなり手不足は深刻であり、従来の名士的な地域有力者による支援モデルは転換期を迎えており。第二に、協力雇用主による就労支援である。法務省の『犯罪白書』²によると少年犯罪において、無職者の再犯率は有職者に比べて顕著に高い。協力雇用主は、少年の過去を理解した上で雇用を提供し、経済的自立を促す。これは単なる労働力の確保ではなく、職場という「居場所」の提供であり、社会的な役割の付与でもある。第三に、NPO 法人や自立準備ホーム等の民間支援団体である。かれらは帰住先のない少年に対し、宿泊場所と食事を提供し、生活指導を行う。特筆すべきは、彼らが単に衣食住を提供するだけでなく、金銭管理や対人関係のトレーニングなど、社会生活に必要な契約履行能力の涵養を支援している点である。第四に、BBS 会 (Big Brothers and Sisters Movement) のような青年ボランティア団体である。日本 BBS 連盟³によると彼らは「指導・監督」する立場ではなく、「兄や姉」のような斜めの関係性で少年に寄り添う。権力的な上下関係ではない「ともだち」としての関わりは、少年が心を開き、自己肯定感を回復する上で不可欠な要素となっている。また、少年院出院者の多くは、非行集団以外に人間関係の居場所を持っていないことが多い。BBS 会員という非行とは無縁の大学生や社会人や同世代との交流は、少年に対し、非行以外の価値観や

² 法務省『令和 7 年版 犯罪白書』

³ 特定非営利活動法人 日本 BBS 連盟『BBS 運動のあゆみと展望』

生き方のロールモデルを提示する機会となる。評価や指導を伴わないフラットな関係性の中でこそ、少年は警戒心を解き、本音を吐露することができる所以である。

4. 社会復帰支援の理想

本稿の核心として、これらの地域支援を支える思想的背景を検討したい。改正少年法の議論には保護と責任という対立軸が存在した。しかし、地域社会による支援の現場においては、より現代的な犯罪学の知見である「デシスタンス」と「社会的包摶」の視点が重要な役割を果す。

従来の更生保護は、再犯リスクをいかに管理・監視するかというリスク管理の視点に偏りがちであった。これに対し、デシスタンス理論は、犯罪からの離脱をある時点での変化ではなくプロセスとして捉える。少年が非行から離脱するためには、彼ら自身の内面において「自分はもはや非行少年ではない」という新しいアイデンティティへの書き換えが必要となる。この変化を促すのは、監視の目ではなく、彼らの変化を認め、評価する他社の存在である。地域社会が果たすべき役割は、彼らを監視対象としてマークすることではなく、彼らが「良き隣人」「良き従業員」として振る舞うことができる舞機会を提供することにある。

さらに、佐伯仁志教授⁴は、保護処分と刑罰のいずれもが行為者の責任を前提とした制裁であり、同時に改善更生を図るものであると述べている。この「責任」論を地域社会の文脈に拡張して考えたい。少年に対して「犯した罪の責任」を問うのであれば、社会の側に

⁴ 佐伯仁志「少年法の理念—保護処分と責任」

も、彼らが責任を果たし、更生するための土壌を用意する「責任」があるはずである。また、平野龍一博士⁵が指摘するように、どのような処遇が最も効果を上げるかは経験則的に判定しうる問題である。少年を地域から排除し、孤立させることは、経験則的に見ても再犯リスクを高め、新たな被害者を生む結果にしかならない。浜井浩一氏⁶によると、地域社会による支援とは、少年に対する恩恵的な施しではなく、社会防衛のための合理的選択であり、かつ排除しない社会を目指す社会的包摶の実践過程そのものであるという。したがって法的な保護の枠組みから外れた特定少年であっても、地域社会による包摶の網から外してはならないのである。

5. おわりに

本稿では、少年院出院後の社会復帰支援における地域社会の役割について、制度的経緯とそれを支える思想の面から検討してきた。2021年改正少年法は、特定少年に対して成人同様の扱いを志向するものであったが、制度がいかに厳格化されようとも、運用の現場において人を変えるのは人との関わりでしかない。地域社会による支援は、公的機関にはない柔軟性と温かみを持つ一方で、地域住民の理解不足や偏見という壁に常に直面している。今後の課題は、再犯防止推進法等の理念を、具体的な地域活動へと落とし込むためのコーディネート機能の強化である。少年院出院者を異質な他者として恐れ、排除するのではなく、失敗を抱えながらも共に生きる隣人として再定義すること。この意識の転換こそ

⁵ 平野龍一「刑法の基礎」

⁶ 浜井浩一『罪を犯した人を排除しない社会へ—「刑事政策」ではなく「社会政策」として』

が、少年法の理念である「少年の健全育成」を真に実現し、安全で安心な社会を構築するための唯一の道筋であると考えられる。